

子ども・子育て支援事業の内容と利用料 ～小学校就学子ども用～

次の表で、川崎市が実施している事業や民間事業の概要、利用料等についてまとめていますので、ご参考にしてください。

(1) 子育て家庭向け情報提供

| | | | |
|----|--|-----|--------------------|
| 1 | かわさき子育てガイドブック | | |
| 内容 | 主にこれから出産をする方や子育てをする方に向け、本市の子どもや子育てに関わる制度や事業、施設等についての情報を掲載したガイドブックです。各区役所地域みまもり支援センター地域支援課の窓口等で配布しています。 | | |
| 費用 | — | 問合せ | 企画課 (044-200-1726) |
| 2 | かわさき子育てアプリ | | |
| 内容 | 子どもの成長記録や予防接種管理ができるほか、地域の施設やイベント情報を確認できたり、育児に関するお役立ち情報が配信されたり、妊娠から出産、子育てまでをフルサポートするアプリです。 | | |
| 費用 | — | 問合せ | 企画課 (044-200-2848) |

(2) 放課後支援

| | | | |
|----|--|-------|--------------------------|
| 3 | ふれあい子育てサポート事業 | | |
| 内容 | 子育てヘルパー会員宅やこども文化センターまたは地域子育て支援センターでの一時預かり、学校・わくわくプラザ等への送迎等、育児の援助を行うための事業です。 【対象】生後4か月～小学校6年生までのお子さんと同居している方 | | |
| 費用 | 1時間あたり700円か900円 | 問い合わせ | 保育・子育て推進部 (044-200-3414) |
| 4 | こども文化センター | | |
| 内容 | 地域における児童の遊びの拠点施設(児童館)で、乳幼児の子育て支援や小中高校生の居場所等としても利用できます。 【対象】0歳～18歳 【開館日】12月29日～1月3日を除く毎日 【時間】月～土曜9時半～21時、日曜・祝日9時半～18時 | | |
| 費用 | — | 問い合わせ | 青少年支援室 (044-200-3083) |
| 5 | わくわくプラザ | | |
| 内容 | すべての小学生を対象として、放課後や土曜日・夏休みなどに、学校施設を活用して児童の遊びや生活の場を確保し、様々な文化・スポーツ活動などを行い、異なった年齢層の仲間づくりを支援する事業です。 【時間】月～金曜は放課後～18時、土曜は8時半～18時、土曜以外の学校休業日(休所日を除く、春・夏・冬休み等)は8時～18時、日曜・祝日・年末年始は休み | | |
| 費用 | — (19時までの延長は事前申し込み制で月額2,500円) | 問い合わせ | 青少年支援室 (044-200-3083) |
| 6 | 民間の事業者が行う放課後児童クラブ(学童保育) | | |
| 内容 | 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、民間の事業者が、放課後や土曜日、夏休み等に、子どもの生活の場を提供します。現在、市内に25か所。 | | |
| 費用 | 民間の事業者ごとで異なる | 問い合わせ | — |

| | | | |
|----|--|-----|-----------------------|
| 7 | 地域の寺子屋事業 | | |
| 内容 | 地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートするために、地域の方々が寺子屋先生になって、学校ごとに、平日放課後の学習支援や、土曜日等の体験活動の機会を子どもたちに提供している事業です。現在、市内に94か所(うち、小学校は70か所)。 | | |
| 費用 | —(体験活動は材料費等負担の場合有) | 問合せ | 地域教育推進課(044-200-3565) |
| 8 | 放課後等デイサービス | | |
| 内容 | 障害のあるお子さんの放課後や夏休み等に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流等、必要な支援を行います。 | | |
| 費用 | 市民税額による負担、その他実費あり | 問合せ | 障害福祉課(044-200-2675) |

(3) 特定の理由による一時的または宿泊を伴う預かり

| | | | |
|----|---|-----|----------------------------|
| 9 | 病児・病後児保育事業 | | |
| 内容 | 保育所等に入室している子どもが、病中または病気の回復期にあり、まだ通常の保育所等では預かれない時に、一時的に預かる制度です。 | | |
| 費用 | 日額2,500円 別途減免制度有 | 問合せ | 保育第2課(044-200-3128) |
| 10 | 短期入所生活援助(ショートステイ)事業 | | |
| 内容 | 保護者が、疾病・疲労、身体的・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合に、保護を適切に行うことができる施設(児童養護施設等)において、一定期間、養育を行う事業です。【利用期間】原則7日以内 | | |
| 費用 | 市民税額による負担 | 問合せ | 児童家庭支援・虐待対策室(044-200-0132) |
| 11 | 障害のある子どものための短期入所 | | |
| 内容 | 介護を行う方の疾病などの理由により、一時的に家庭での介護が困難な障害児に対し、短期間、障害施設等に入所して介護等の支援を行います。 | | |
| 費用 | 市民税額による負担、その他実費有 | 問合せ | 障害福祉課(044-200-0873) |

(4) 子どもに関する相談機関

| | | | |
|----|---|-----|----------------------------|
| 12 | 児童相談所 | | |
| 内容 | 子どもについて相談するための機関です。 【対象】18歳未満の子ども 【時間】月～金曜の8時半～17時 | | |
| 費用 | — | 問合せ | 児童家庭支援・虐待対策室(044-200-0132) |

(5) その他

| | | | |
|----|---|-----|---|
| 13 | 民生委員・児童委員 | | |
| 内容 | 厚生労働大臣から委嘱を受け、地域のために社会奉仕活動をしている方です。子どもやお年寄り、生活のことなどで悩みをお持ちの方の気軽な相談窓口です。 | | |
| 費用 | — | 問合せ | — |
| 14 | 子育てサークル | | |
| 内容 | 同じくらいの年齢の子どもを持つお母さんたちが自主的に活動しているグループです。 | | |
| 費用 | — | 問合せ | — |